

【福祉事業所のサービスの種類 vol.3】

今回は10月発行の進路ニュース No.5 に続いて「福祉事業所のサービスの種類 vol.3」として就労移行、自立訓練(生活訓練)について説明をします。

復習として…

○福祉事業所のサービスの種類は

- ①生活介護
 - ②就労移行
 - ③就労継続支援 B 型(就 B)
 - ④就労継続支援 A 型(就 A)
 - ⑤自立訓練(生活訓練)
- の5つに分類されます。



今回はこの中から②と⑤について説明をします！

○就労移行と自立訓練(生活訓練)について

2種類のサービスを概要、利用可能年数、送迎、作業内容、注意点に分類して一覧にしました。

就労移行	サービスの概要	一般就労など就労するために必要な知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労につなげるために職業訓練的な支援を行う。
	利用可能年数	原則2年+最長1年間延長可能
	送迎	なし(事業所⇄駅間の送迎のみやっている事業所もある)
	作業内容の一例	軽作業、OAワーク、清掃、ビジネスマナーなど ハローワークへの求職活動、面接会・見学会への参加
	注意点	利用可能年数に限りがあるため、2年後は一般就労または福祉サービス事業所へ移る必要がある。
自立訓練 (生活訓練)	サービスの概要	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のために、日常生活動作、社会活動参加、健康管理等のプログラムをもとに、支援を行う。
	利用可能年数	原則2年+最長1年間延長可能
	送迎	なし(事業所⇄駅間の送迎のみやっている事業所もある)
	作業内容の一例	軽作業、個別学習(資格取得、検定など)、他者との適切なコミュニケーション手段、金銭管理など
	注意点	利用可能年数に限りがあるため、2年後は一般就労または福祉サービス事業所へ移る必要がある。

就労移行、自立訓練(生活訓練)ともに原則2年と利用可能年数に制限があり、作業内容も一部似たようなものがありますが、就労移行は一般就労をめざすために必要な力(IT機器の使用法、ビジネスマナーなど)を身に付ける場所、自立訓練(生活訓練)は地域生活への移行のために必要な力(金銭管理、公共交通機関の利用、余暇活動など)を身に付ける場所と考えていただくとイメージを持ちやすいと思います。

進路部よりお知らせ

○教職員玄関に入って正面のパンフレットスタンドが2台に増えました。進路に関わるパンフレット等を置いてありますので、また来校の際にご覧ください。